

富士川町中小企業及び小規模企業振興基本条例の用語の説明

中小企業

中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号。)第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

小規模企業

中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号。)第 2 条第 5 項に該当する者で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

地域経済団体

商工会法(昭和 35 年法律第 89 号) 第 3 条に規定する商工会並びに中小企業及び小規模企業の振興を目的とする団体で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

大企業

中小企業及び小規模企業を除く企業で、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。

教育機関

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校であって町内に所在するものをいう。

金融機関

銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。